8 身近な相談窓口

8-1 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんが、いつまでも元気に暮らせるように支援しています。

介護や福祉、医療、健康、認知症などのさまざまな相談に応じるほか、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや成年後見制度の活用に関しての相談などもお受けします。また、「要支援」の認定を受けた人や基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された人のケアマネジメントを行います。

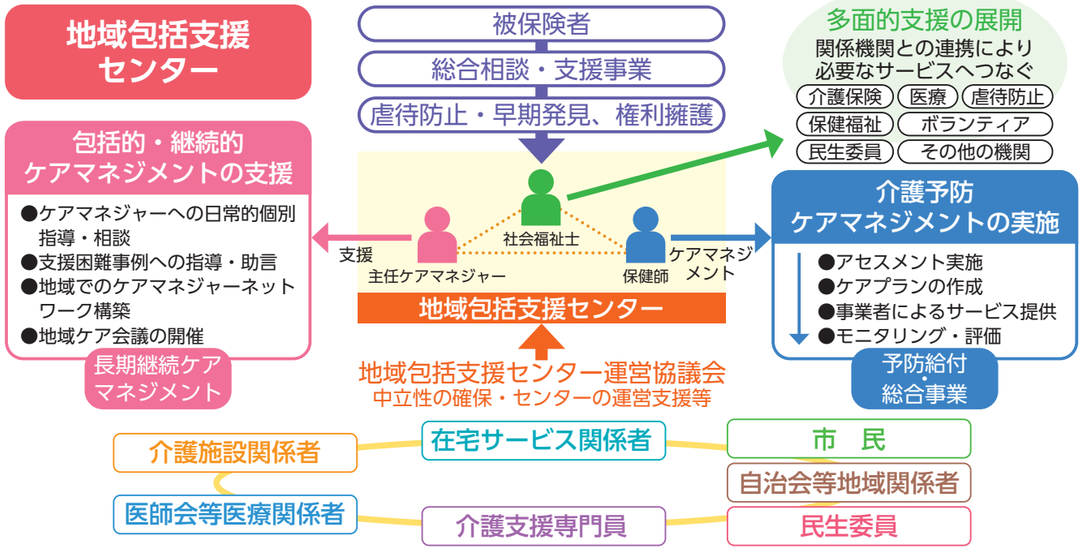

●お問い合わせ　地域包括ケア推進課　地域包括支援係　☎ 047-436-2882

地域包括支援センター

中部	北本町 1-16-55（保健福祉センター 1 階）	☎047-423-2551	FAX 047-423-2553
新高根・芝山、高根台	芝山 1-39-7　フォンテーヌ芝山 104	☎047-404-7061	FAX 047-404-7062
東部	薬円台 5-31-1（社会福祉会館 3 階）	☎047-490-4171	FAX 047-466-1369
前原	前原西 2-29-10　青空ビル 1 階	☎047-403-3201	FAX 047-403-3202
三山・田喜野井	三山 6-41-24　田屋ビル 103	☎047-403-5155	FAX 047-403-5156
習志野台	習志野台 2-71-15　ACE ビル 202	☎047-462-0002	FAX 047-465-3551
西部	本郷町 457-1（西部消防保健センター 4 階）	☎047-302-2628	FAX 047-302-2639
塚田	前貝塚町 535-10　ハイム　ルーエ	☎047-404-7221	FAX 047-404-7222
法典	馬込西 1-2-10　寿ビル A101	☎047-430-4140	FAX 047-430-6541
南部	湊町 2-10-25（市役所 3 階）	☎047-436-2883	FAX 047-436-2885
宮本・本町	宮本4-19-12　ヨモギダビル203	☎047-401-0341	FAX 047-401-0351
北部	三咲 7-24-1（北部福祉会館 1 階）	☎047-440-7935	FAX 047-449-7605
二和・八木が谷	二和東 6-17-39	☎047-448-7115	FAX 047-448-7139
豊富・坪井	神保町 117-8	☎047-457-3331	FAX 047-457-3337

※担当地域は、104 ～ 106 ページをご覧ください。

※地域包括支援センターの協働機関として、また地域における身近な相談窓口として、市内 15 カ所に在宅介護支援センターがあります。一覧は 104 ～ 106 ページをご覧ください。

8-2 民生委員・児童委員による相談支援

民生委員・児童委員は、社会福祉増進につとめるために厚生労働大臣から委嘱された、地域で活動するボランティアです。担当する区域において、ひとり暮らしの高齢者やお身体の不自由な人、生活に困っている人など、支援が必要な人の悩みごとや心配ごとの相談に応じ、市や関係機関との橋渡し役として幅広い活動を行っています。相談された内容や個人の秘密は厳守いたしますので、お気軽に最寄りの民生委員・児童委員にご相談ください。

●お問い合わせ　地域福祉課　☎ 047-436-2313

8-3 ふなばし健康ダイヤル24

24 時間年中無休で、市民の健康や医療に関する悩みを電話で相談できるサービスです。ご相談には、看護師などの専門家が応じます。

●電話番号　☎ 0120-2784-37（ふなばし みな健康）（通話料・相談料無料）
言語や聴覚に障害のある人は、専用FAX番号0120-3066-68をご利用ください。
FAX 送信の際には、市役所障害福祉課および市内各出張所・連絡所に設置してある専用の FAX 相談シートをご利用ください。

●主な相談内容
- 健康相談…日常生活で感じる「身体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談
- 医療相談…病気に関する説明や治療・検査などについてのアドバイス
- 介護相談…介護を受ける人、される人の様々な不安に対する相談
- メンタルヘルス相談…ストレスや不安などの対処法等についてのアドバイス
- 医療機関案内…最寄りの医療機関や、夜間・休日に受診できる医療機関の案内

※この事業は、民間事業者に委託して運営しています。

※電話での限られた情報による対応になりますので予めご了承ください。

●お問い合わせ　健康政策課　医療施設係　☎ 047-409-0415

8-4 「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」

福祉制度の対象にならない困りごとや、様々な問題が重なりどこに相談すればよいかわからない人、失業などで生活に困っている人などのご相談をお受けしています。お話をお聞きしながら、課題を整理して解決の道筋を一緒に考えます。

●お問い合わせ　さーくる 湊町 2-8-11 船橋市役所別館 1 階
☎ 047-495-7111
E-mail：circle@kazenomura.jp
ホームページ：https://funabashi-circle.jp

※来所相談は事前にご予約いただくとスムーズにご案内できます。
メールやホームページからのご相談もお受けしています。

8-5 成年後見制度

成年後見制度とは、成年者で認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人などの判断能力が十分でない人の財産と権利を保護し、支援するために、家庭裁判所が成年後見人等を選び、この成年後見人等が財産管理や身上保護（介護サービス、施設への入所などの生活に配慮すること）についての契約、遺産分割などの法律行為を本人に代わって行う制度です。

	後見の種類	対象となる人	根拠法令
任意後見	任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する（家庭裁判所が任意後見監督人を選任後、任意後見契約の効力が生じる）。	任意後見契約に関する法律等
任意後見	契約の手続き　①本人と任意後見受任者とで公正証書により契約を締結 ②公証人が東京法務局に対して任意後見登記の嘱託		
法定後見	補　助	精神上の障害によって、利害の得失を判断・理解する能力が不十分な人	民法 家事審判規則
法定後見	保　佐	精神上の障害によって、利害の得失を判断・理解する能力が著しく不十分な人	民法 家事審判規則
法定後見	後　見	精神上の障害によって、利害の得失を判断・理解する能力を欠くのが通常の状態にある人	民法 家事審判規則

●手続きの順序（法定後見制度）

家庭裁判所へ補助・保佐・後見の開始の審判の申立て → 審判手続き（審問 調査 鑑定等） → 審　判 → 後見人等からの援助
↓
成年後見登記

●費用等の負担　申立て費用については、原則申立人が負担しますが、本人（被後見人）の財産で支払える場合は、本人の負担と認められることもあります。詳しくは家庭裁判所にご確認ください。

●お問い合わせ

千葉家庭裁判所市川出張所
市川市鬼高 2-20-20　☎ 047-336-3003

千葉県弁護士会　千葉市中央区中央 4-13-9　☎ 043-227-8431

千葉司法書士会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部）
千葉市美浜区幸町 2-2-1　☎ 043-301-7831
千葉司法書士会館内

一般社団法人千葉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ千葉
（火・木のみ、午前 10 時～午後 4 時）
千葉市中央区千葉港 4-5　☎ 043-238-2866
千葉県社会福祉センター 5 階

千葉県行政書士会（公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部）
千葉市中央区中央 4-13-10　☎ 043-221-4192
千葉県教育会館 4 階

一般社団法人社労士成年後見センター千葉
（月～金のみ、午前 10 時～午後 4 時）
千葉市中央区富士見 2-7-5　☎ 043-307-5830
富士見ハイネスビル 7F

8-6 権利擁護（成年後見制度等）に関する相談窓口

認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者の生活や権利、財産を守るため、成年後見制度などの権利擁護に関する相談及び支援を行います。

●お問い合わせ　各地域包括支援センター（詳しくは70、104～106ページをご覧ください）
地域包括ケア推進課（船橋市権利擁護サポートセンター）　☎047-436-2558

8-7 成年後見制度利用支援

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でなく、身寄りのない人などについて、財産管理や日常生活での契約、福祉サービスの利用等のため成年後見制度が必要にもかかわらず、申立てができないということを防止するため、市長が代わって成年後見人等の申立てを行っています。

後見人等の申立て費用（市長申立てのみ）や報酬の支払いが困難な人については、市が助成を行います。

●対象となる人
①市長申立て …… 申立てをする親族等がいない認知症高齢者または知的障害者、精神障害者で、制度の利用が必要と認められる人。
②申立て費用・報酬の助成 … 生活保護受給世帯またはそれに準ずる世帯に属する人など。

●お問い合わせ

・認知症高齢者（65歳以上の人）
市長申立て
その他報酬の助成等
各地域包括支援センター（104～106ページをご覧ください）
地域包括ケア推進課　☎047-436-2558

・知的障害者
障害福祉課　☎047-436-2343

・精神障害者
保健所保健総務課　☎047-409-2859

8-8 高齢者まちかど案内所

主に介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報について、身近な地域の介護保険事業所等で、高齢者やその家族からの相談をお受けします。ぜひご利用ください。

なお、協力して頂ける介護保険事業所等には市から配付するステッカーを店頭に掲示してもらいます。

●場所　市内各地の介護保険事業所、薬局、整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等

●費用　無料

●お問い合わせ　地域包括ケア推進課　地域包括支援係
☎047-436-2882

8-9 SNS相談@船橋

心の不調や生活の不安などを SNS で相談できます。

●相談時間　（平日）午後5時～午後9時　（土日祝休）午後1時～午後5時
※受付は終了の30分前まで

●相談方法　LINEで SNS相談@船橋 を検索し、「友だち追加」
または右コードから登録

●お問い合わせ　地域保健課　☎047-409-3274

8-10 ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」

判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない方々に対して、各種サービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活が送れるように支援します。

●ご利用いただける人　おおむね 65 歳以上の高齢者や障害のある人で、契約に際してその内容を理解する能力のある人。

●サービス内容
①福祉サービス利用援助
②財産管理サービス
③財産保全サービス
④弁護士等紹介サービスなど
※②③は単独でのご利用はできません。

●利用料　上記①②③は有料（低額）となります。但し、生活保護受給者は免除します。

●お問い合わせ　ふなばし高齢者等権利擁護センター
☎ 047-431-7560　（福）船橋市社会福祉協議会内

日常生活自立支援事業の利用手続きおよび援助の内容と流れ

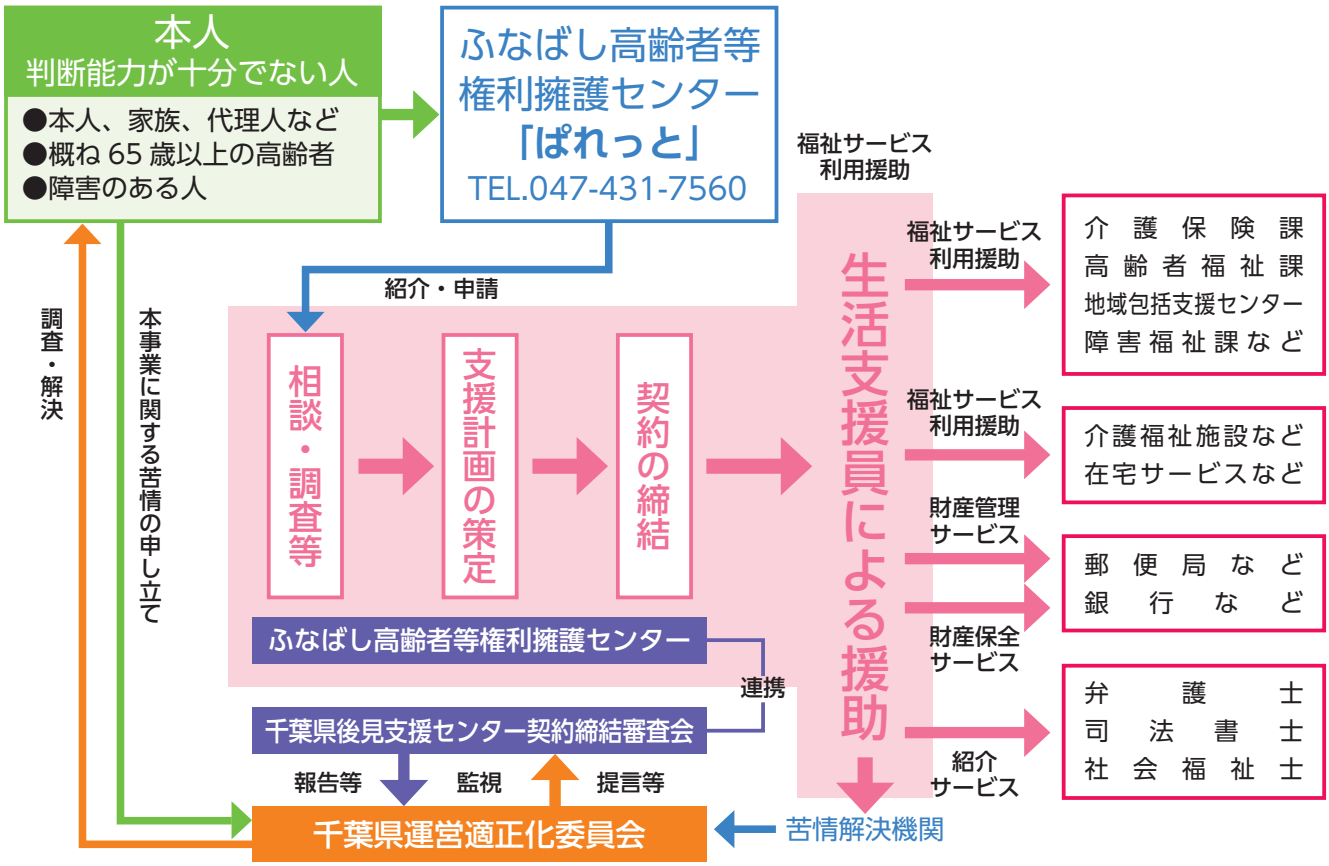

安心してご利用いただくために ―運営適正化委員会、契約締結審査会を設置

千葉県社会福祉協議会が第三者により構成される「運営適正化委員会」および利用者の判断能力の有無の判定および契約内容の審査を行うため「契約締結審査会」を設置していますので、《ふなばし高齢者等権利擁護センター》では、この機関を利用しています。